

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名	標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
恵那市	15,594	854	16,448

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	29,474	28,018	1,456	1,356	37,989	2	・基金から繰入1,152百万円 ・財産区繰入251百万円
営農飲雑用水	1	1	0	0	-	-	
老人医療費適正化分	2	2	0	0	-	-	
上財産区	4	4	0	0	-	-	・歳入4,334千円 ・歳出3,761千円
遠山財産区	0	0	0	0	-	-	・歳入304千円 ・歳出229千円
普通会計	29,477	28,021	1,456	1,356	37,989	2	

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益	総費用	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債 現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
介護老人保健施設事業会計	432	418	-	14	796	26	103.4	-	-	法適用企業
病院事業会計	3,163	3,190	-	△26	1,683	305	99.2	-	308	法適用企業
うち市立恵那病院	2,253	2,253	-	0	1,372	221	100.0	-	-	法適用企業
うち国民健康保険上矢作病院	910	937	-	△26	311	84	97.2	-	323	法適用企業
水道事業会計	876	810	-	66	2,044	99	108.1	-	-	法適用企業
	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債 現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
交通災害共済事業会計	16	16	0	△9	-	9	-	-	-	-
介護保険事業会計(事業勘定)	3,331	3,162	169	67	-	454	-	-	-	-
介護保険事業会計(サービス事業勘定)	423	391	32	32	381	33	-	-	-	-
うちデイサービス	110	98	12	12	210	20	-	-	-	法非適用企業
うち短期入所	45	37	8	8	-	0	-	-	-	法非適用企業
うち指定介護老人福祉施設	250	238	12	12	171	2	-	-	-	法非適用企業
うち居宅介護支援事業所	18	18	0	0	0	11	-	-	-	-
国民健康保険事業会計(事業勘定)	5,079	4,797	282	213	-	383	-	-	-	-
国民健康保険事業会計(施設勘定)	667	667	0	0	311	108	-	-	-	-
老人保健医療事業会計	5,402	5,457	△55	0	-	399	-	-	-	-
簡易水道事業会計	1,382	1,356	26	26	6,730	356	-	-	-	法非適用企業
公共下水道事業会計	2,311	2,309	2	2	9,879	573	-	-	-	-
うち公共下水道事業	950	949	1	1	3,944	302	-	-	-	法非適用企業
うち特定環境保全事業	1,361	1,360	1	1	5,935	271	-	-	-	法非適用企業
農業集落排水事業会計	231	231	0	0	2,503	125	-	-	-	-
うち個別排水処理事業	8	8	0	0	15	7	-	-	-	法非適用企業
うち農業集落排水事業	223	223	0	0	2,488	118	-	-	-	法非適用企業
駐車場事業会計	42	40	2	2	-	-	-	-	-	法非適用企業

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債 現在高	当該団体の 負担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
土岐川防災ダム一部事務組合	21	20	1	1	0	17.8	-	-	-	-
岐阜県市町村会館組合	80	79	1	1	0	3.0	-	-	-	-
岐阜県市町村職員退職手当組合	10,759	10,556	203	203	0	7.9	-	-	-	-
岐阜県後期高齢者医療広域連合	39	30	9	9	0	3.1	-	-	-	-
東濃農業共済事務組合	381	369	12	0	0	28.0	-	-	-	-

(別添)

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体からの損失 補償に係る債務残高	備考
(財)国民宿舍恵那山荘	△ 3	33	2	-	-	-	-	
(財)恵那市体育連盟	0	108	102	10	-	-	-	
(財)恵那市文化振興会	0	107	103	13	-	-	-	
(財)恵那市施設管理公社	0	5	5	-	-	-	-	
(財)中山道広重美術館	△ 1	111	100	-	-	-	-	
恵那市土地開発公社	3	40	5	-	-	1,186	-	
(財)山岡町観光振興公社	1	32	14	-	-	-	-	
(財)日本大正村	△ 3	82	20	-	-	-	-	
大正ロマン(株)	1	45	27	-	-	-	82	
榎くしはらの里	1	25	10	-	-	-	-	
株アミックスコム	△ 4	30	20	-	-	-	-	
明知鉄道(株)	△ 61	167	57	52	-	-	-	
野中道川・喜原地域観光資源センター	9	65	19	9	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.51	実質収支比率	8.7
実質公債費比率	16.2	経常収支比率	90.6

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

■財政状況等一覧表 ～ 財政状況等一覧表を公表します ～

恵那市の財政状況について、市民の皆さんが一目でわかるよう、「財政状況等一覧表(平成18年度)」を

「財政状況等一覧表」は、地方公共団体の総合的な財政情報を住民等へ開示するために、国が示した統一的な様式に従い、作成したものです。全ての会計に加え、第三セクター等の収支も含めています。

内容

- (1) 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)
- (2) (1)以外の特別会計の財政状況(公営事業会計に係るもの)
- (3) 関係する一部事務組合等の財政状況
- (4) 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政支援の状況
- (5) 財政指数

<用語説明>

□「普通会計」と「公営事業会計」

地方公共団体の会計には、一般会計の他に多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていません。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準により「普通会計」と「公営事業会計」に区分しています。

□「普通会計」

「公営事業会計」以外の一般会計等の会計を総合して一つの会計としてとりまとめたもの。なお、「普通会計」は、一般会計といくつかの特別会計を単純に合算したのではなく、これらの会計間の重複を控除するなどの調整をして算定した額です。

□「公営事業会計」

介護老人保健施設事業会計
病院事業会計
水道事業会計
交通災害共済事業会計
介護保険事業会計(事業勘定)
介護保険事業会計(サービス事業勘定)
国民健康保険事業会計(事業勘定)
国民健康保険事業会計(直診勘定)
老人保健医療事業会計
簡易水道事業会計
公共下水道事業会計
農業集落排水事業会計
駐車場事業会計

□「一部事務組合等」

地方公共団体がその事務の一部又は全部を共同で処理するために設ける公法人。一部事務組合、広域連合等があります。

□「第三セクター」

官(第一セクター)と民(第二セクター)の中間に位置する第三としてのセクターであり、ここでは地方公共団体が出資・出えんする民法法人及び商法法人、地方3公社、地方独立行政法人をいいます。

□財政指数

市町村の普通会計の財政運営を分析するための数値。本資料では「財政力指数」「実質収支比率」「実質公債費比率」「経常収支比率」を掲載しています。

□「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いる標準的な税込等の額（基準財政収入額）を標準的な支出の額（基準財政需要額）で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、税込等の自己財源が多くを占めることになるため財政力の高い団体と見ることができます。

□「実質収支比率」

実質収支は、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額。

「実質収支比率」は、標準財政規模（各地方公共団体の一般財源の標準規模を示す数値）に対する実質収支額の割合。

□「実質公債費比率」

平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い新たに導入された指標。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合。

地方債協議制の下では、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は一定の地方債の発行が制限されます。

□「経常収支比率」

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合。

この指標が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。